

第2回嬉野市議会定例会

(議案資料)

嬉野市

議案番号	議案資料名	頁
31	【新旧対照表】嬉野市税条例の一部を改正する条例（第1条関係）	1
〃	【新旧対照表】嬉野市税条例等の一部を改正する条例（第2条関係）	17
33	【新旧対照表】嬉野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	20
34	【新旧対照表】嬉野市手数料条例の一部を改正する条例	21
35	【新旧対照表】嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	24
36	【新旧対照表】嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	26
37	【新旧対照表】嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	27
41～53	嬉野市農業委員会の委員の任命について参考資料	28

【新旧対照表】嬉野市税条例の一部を改正する条例 (第1条関係)

改正案	現 行
(市民税の納稅義務者等) 第23条 (略) 2 (略) 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令 _____第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものと含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。	(市民税の納稅義務者等) 第23条 (略) 2 (略) 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、 <u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u> 第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものと含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。
(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 (略) 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。	(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 (略) 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族 _____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。
(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第36条の3の2 (略) 2・3 (略) 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が <u>令第48条の9の7の2</u> において準	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第36条の3の2 (略) 2・3 (略) 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が <u>所得税法第198条第2項</u> に規定す

用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

5 (略)

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6 第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（年齢16歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件

る納税地の所轄税務署長の承認を受けてい る場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。

5 (略)

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6 第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受

<p><u>を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>5 (略) (市民税の減免)</p> <p>第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 地方自治法<u>(昭和22年法律第67号) 第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2・3 (略) (特別徴収税額)</p> <p>第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び<u>第3項並びに第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p>5 (略) (市民税の減免)</p> <p>第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 地方自治法<u>第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2・3 (略) (特別徴収税額)</p> <p>第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び<u>第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

<p>(退職所得申告書)</p> <p>第53条の9 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、 退職所得申告書の提出の際に経由すべき退 職手当等の支払をする者が令第48条の1 8において準用する令第8条の2の2に規 定する要件を満たす場合には、施行規則で定 めるところにより、当該退職所得申告書の提 出に代えて、当該退職手当等の支払をする者 に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事 項を電磁的方法により提供することができ る。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における第 2項の規定の適用については、同項中「退職 所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書 に記載すべき事項を」と、「支払をする者に 受理されたとき」とあるのは「支払をする者 が提供を受けたとき」と、「受理された時」 とあるのは「提供を受けた時」とする。</u></p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の 軽自動車に対して課する環境性能割の税率 は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項又 は第5項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100分の 1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項又 は第5項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100分の 2</p> <p>(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき</p>	<p>(退職所得申告書)</p> <p>第53条の9 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、 退職所得申告書の提出の際に経由すべき退 職手当等の支払をする者が令第48条の1 8において準用する令第8条の2の2に規 定する要件を満たす場合には、施行規則で定 めるところにより、当該退職所得申告書の提 出に代えて、当該退職手当等の支払をする者 に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事 項を電磁的方法により提供することができ る。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における第 2項の規定の適用については、同項中「退職 所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書 に記載すべき事項を」と、「支払をする者に 受理されたとき」とあるのは「支払をする者 が提供を受けたとき」と、「受理された時」 とあるのは「提供を受けた時」とする。</u></p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の 軽自動車に対して課する環境性能割の税率 は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項又 は第5項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100分の 1</p> <p>(2) 法第451条第2項(同条第4項又 は第5項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100分の 2</p> <p>(3) (略)</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき</p>
--	--

者のうち、その者の前年の所得について第3条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかるわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2・3 (略)

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第23項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

者のうち、その者の前年の所得について第3条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族

の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかるわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2・3 (略)

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第26項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第27項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第27項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	19 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
20 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	20 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
21 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	21 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
22 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	22 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は0とする。
23 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	23 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
24・25 (略)	24・25 (略)
(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)	(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)
第10条の4 (略)	第10条の4 (略)
2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る <u>令和3年度分及び令和4年度分</u> の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。	2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る <u>令和元年度分及び令和2年度分</u> の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。
3・4 (略)	3・4 (略)
(土地に対して課する <u>令和3年度から令和5年度まで</u> の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)	(土地に対して課する <u>平成30年度から令和2年度まで</u> の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)
第11条 (略)	第11条 (略)
(<u>令和4年度又は令和5年度</u> における土地の価格の特例)	(<u>令和元年度又は令和2年度</u> における土地の価格の特例)
第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく	第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく

均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定

均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額

（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に

める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分

の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分

の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度

定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度

の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税

の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税

に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不

に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額

を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不

動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 (略)

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に關し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項にお

動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項_____において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 (略)

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に關し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項_____において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項_____において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項にお

いて同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3・4 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については_____

_____、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については_____

いて同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3・4 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

_____、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については_____

_____、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

5 (略)

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同

1日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

5 (略)

条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ
ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受
ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の
乗用のものに限る。）に対する第82条の規
定の適用については、当該ガソリン軽自動車
が令和3年4月1日から令和4年3月31
日までの間に初回車両番号指定を受けた場
合には令和4年度分の軽自動車税の種別割
に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4
月1日から令和5年3月31日までの間に
初回車両番号指定を受けた場合には令和5
年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項
の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲
げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受
ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規
定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用
のものに限る。）に対する第82条の規定の
適用については、当該ガソリン軽自動車が令
和3年4月1日から令和4年3月31日ま
での間に初回車両番号指定を受けた場合には
は令和4年度分の軽自動車税の種別割に限
り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1
日から令和5年3月31日までの間に初回
車両番号指定を受けた場合には令和5年度
分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表
の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に
掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる
字句とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の
賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条
第2項から第8項までの規定の適用を受ける
3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの
判断をするときは、国土交通大臣の認定等

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の
賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条
第2項から第5項までの規定の適用を受ける
3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの
判断をするときは、国土交通大臣の認定等

<p>(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から<u>令和8年</u>度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第26条 (略)</p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>	<p>(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がるべき申告等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から<u>令和3年</u>度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第26条 (略)</p>
---	--

【新旧対照表】嬉野市税条例等の一部を改正する条例（第2条関係）

改正案	現 行
<p>第2条 (中略)</p> <p>第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「<u>第321条の8第60項</u>」に、「同条第42項」を「同条第60項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中</p>	<p>第2条 (中略)</p> <p>第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「<u>第321条の8第52項</u>」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中</p>

「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第69項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改める。

第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規

「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に

改める。

第52条第4項

から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

【新旧対照表】嬉野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
(審査の申出)	(審査の申出)
第4条 (略)	第4条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
	4 <u>審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の団体又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u>
4 (略)	5 (略)
5 (略)	6 (略)
(口頭審理)	(口頭審理)
第8条 (略)	第8条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
6～8 (略)	6～8 (略)

【新旧対照表】嬉野市手数料条例の一部を改正する条例

改正案			現 行			
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）			
	手数料の種類	手数料の額		手数料の種類	手数料の額	
1	住民票又は除票の写し き	1 件につ 300円 ただし、多 機能端末 機（本市の 使用に係 る電子計 算機と電 気通信回 線で接続 された端 末機であ って、利用 者が個人 番号カード を使用 して必要 な操作を 行うこと により証 明書等を 交付する 機能を有 するもの をいう。以 下同じ。） を介して 行う交付 の場合に あつては、 250円		1 件につ 300円 き		
2	住民票の広域交付 き	1 枚につ 300円	2 住民票の広域交付 き	1 枚につ 300円		
			3 個人番号カード再交付 き	1 枚につ 800円		

3	戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写し	1 件につき	3 0 0 円	4	戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写し	1 件につき	3 0 0 円
4	住民票又は除票記載事項証明	1 枚につき	3 0 0 円 ただし、多機能端末機を介して行う交付の場合にあっては、2 5 0 円	5	住民票又は除票記載事項証明	1 枚につき	3 0 0 円
5	住民基本台帳の閲覧	1 件につき	3 0 0 円	6	住民基本台帳の閲覧	1 件につき	3 0 0 円
6	身分に関する証明	1 枚につき	3 0 0 円	7	身分に関する証明	1 枚につき	3 0 0 円
7	印鑑登録証明	1 枚につき	3 0 0 円 ただし、多機能端末機を介して行う交付の場合にあっては、2 5 0 円	8	印鑑登録証明	1 枚につき	3 0 0 円
8	印鑑登録証（再登録）	1 枚につき	5 0 0 円	9	印鑑登録証（再登録）	1 枚につき	5 0 0 円
9	所得証明	1 件につき	3 0 0 円 ただし、多機能端末機を介して行う交付の場合にあっては、2 5 0 円	10	所得証明	1 件につき	3 0 0 円
10	課税証明	1 件につき	3 0 0 円 ただし、多機能端末機を介して行う交付の場合にあっては、2 5 0 円	11	課税証明	1 件につき	3 0 0 円

			て行う交 付の場合 にあって は、250 円			
1.1	所得課税証明書	1 件につ き	300円 ただし、多 機能端末 機を介し て行う交 付の場合 にあって は、250 円			
1.2	納税証明（住民税・固定 資産税・国民健康保険税）	1 件につ き	300円	1.2	納税証明（住民税・固定 資産税・国民健康保険税）	1 件につ き
1.3	納税証明（法人住民税）	1 枚につ き	300円	1.3	納税証明（法人住民税）	1 枚につ き
1.4	納税証明（法人固定資産 税）	1 枚につ き	300円	1.4	納税証明（法人固定資産 税）	1 枚につ き
1.5	営業証明（法人）	1 枚につ き	300円	1.5	営業証明（法人）	1 枚につ き
1.6	土地証明（評価・公課） (1枚に5筆まで記入)	1 枚につ き	300円	1.6	土地証明（評価・公課） (1枚に5筆まで記入)	1 枚につ き
1.7	家屋証明（評価・公課） (1枚に5棟まで記入)	1 枚につ き	300円	1.7	家屋証明（評価・公課） (1枚に5棟まで記入)	1 枚につ き
1.8	資産証明	1 枚につ き	300円	1.8	資産証明	1 枚につ き
1.9	名寄帳の写し	1 枚につ き	300円	1.9	名寄帳の写し	1 枚につ き
2.0	軽自動車標識再交付弁償 金	1 枚につ き	150円	2.0	軽自動車標識再交付弁償 金	1 枚につ き
2.1	認可地縁団体印鑑登録証 明	1 枚につ き	300円	2.1	認可地縁団体印鑑登録証 明	1 枚につ き
2.2	認可地縁団体に関する証 明	1 枚につ き	300円	2.2	認可地縁団体に関する証 明	1 枚につ き
2.3	その他諸証明	1 件につ き	300円	2.3	その他諸証明	1 件につ き

【新旧対照表】嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42</p>

<p>条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号<u>及び第4項第1号</u>において同じ。) を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項(同項第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号_____において同じ。) を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項(同項第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
--	--

【新旧対照表】嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
(特定教育・保育施設等との連携)	(特定教育・保育施設等との連携)
第42条 (略)	第42条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項 <u>(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u> の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) (略)	4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項 <u>の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) (略)</u>
5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を <u>行う施設又は事業所として</u> 適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略)	5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を <u>行う者として</u> 適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略)
6～9 (略)	6～9 (略)

【新旧対照表】嬉野市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
(対象者)	(対象者)
第2条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する者、本市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第2項及び第3項に基づく介護給付等の支給決定を行う者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所又は入院している児童で入所給付決定保護者が本市に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（18歳未満の児童を含む。）で、規則で定める社会保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。	第2条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する者、本市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第2項及び第3項に基づく介護給付等の支給決定を行う者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所又は入院している児童で入所給付決定保護者が本市に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（18歳未満の児童を含む。）で、規則で定める社会保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
<u>(3) 重度精神障害者 障害程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める表の1級に該当する者</u>	<u>(3) (略)</u>
<u>(4) (略)</u>	<u>(4) (略)</u>
(助成額)	(助成額)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
<u>3 第1項の規定にかかわらず、前条第3号に該当する対象者の医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する許可を受けた精神病床への入院医療に要する費用の額については、助成しない。</u>	